

町田市指導監査基準（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

○根拠法令

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「市条例」＝町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月26日町田市条例第53号）

「解釈通知」＝指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

「報酬告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
第1 基本方針	1 基本方針		
	＜指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞		
	（1）指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとなっているか。	法第78条の3第1項 市条例第150条第1項 解釈通知第3の7の1(1)	C
	（2）指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めているか。	市条例第150条第2項	C
	（3）指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例第150条第3項	C
	＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞		
	（1）ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の	市条例第179条第1項 解釈通知第3の7の5(1)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 2 人員に関する基準	居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。		
	(2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例第 179 条第 2 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(1)	C
	1 従業者の員数 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、①から⑥に掲げる区分に応じ、それぞれ当該①から⑥に定めるところとなっているか。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、④の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 ① 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ② 生活相談員 1 以上 ③ 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員 ア 看護職員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とすること。 イ 看護職員の数は、1 以上とすること。 ④ 栄養士又は管理栄養士 1 以上 ⑤ 機能訓練指導員 1 以上 ⑥ 介護支援専門員 1 以上	市条例第 151 条第 1 項 解釈通知第 3 の 7 の 2	C
	(2) (1) ③アの入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	市条例第 151 条第 2 項	C
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者であるか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 (4) (1) ①の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。市条例第 151 条第 8 項第 1 号及び第 17 項、第 152 条第 1 項第 6 号並びに第 180 条第 1 項第 3 号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	市条例第 151 条第 3 項 市条例第 151 条第 4 項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(5)(1)②の生活相談員は、常勤の者であるか。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。	市条例第151条第5項	C
	(6)(1)③の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者であるか。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。	市条例第151条第6項	C
	(7)(1)③の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者であるか。	市条例第151条第7項	C
	(8)(1)②及び④から⑥までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、①から④に掲げる区分に応じ、それぞれ①から④に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ① 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ② 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員 ③ 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。） ④ 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員	市条例第151条第8項	C
	(9)(1)⑤の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者であるか。	市条例第151条第9項	C
	(10)(1)⑤の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	市条例第151条第10項	C
	(11)(1)⑥の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者であるか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	市条例第151条第11項	C
	(12) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	市条例第151条第12項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
第3 設備に関する基準	(13) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	市条例第151条第13項	C
	(14) 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。	市条例第151条第14項	C
	(15) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	市条例第151条第15項	C
	(16) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が（15）に規定する人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型介護予防サービス基準条例に規定する人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	市条例第151条第16項	C
	(17) (1) ①の医師及び⑥の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しているか。この場合において、介護支援専門員の数は、(1) ⑥の規定にかかわらず、1 以上（入所者の数が100 又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。	市条例第151条第17項	C
	1 設備 <指定地域密着型介護老人福祉施設の場合> (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ①～⑨に定めるところとなっているか。 ① 居室	市条例第152条第1項 解釈通知第3の7の3	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合にあっては2人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に1人用のものに転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては2人以上4人以下とすることができること。 イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ウ プザー又はこれに代わる設備を設けること。 エ 3階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる居室については、この限りでない。 (ア) 次のいずれかの基準を満たすこと。 a 居室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第3項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。）を2（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段（同条第2項に規定する屋外に設ける避難階段をいう。以下同じ。）を設ける場合は、1）以上設けること。 b 居室のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段（建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段をいう。以下同じ。）、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。 c 居室のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。 (イ) 3階以上の階にある居室及び当該居室と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 (ウ) 居室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）により防災上有効に区画されること。 ② 静養室 ア 看護職員室又は介護職員室に近接して設けること。 イ 3階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる静養室については、この限りでない。 (ア) 次のいずれかの基準を満たすこと。 a 静養室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1）以上設けること。 b 静養室のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。 c 静養室のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(イ) 3 階以上の階にある静養室及び当該静養室と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 (ウ) 静養室のある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。 ③ 浴室 ア 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 イ 3 階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる浴室については、この限りでない。 (ア) 次のいずれかの基準を満たすこと。 a 浴室のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 (防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1) 以上設けること。 b 浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。 c 浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。 (イ) 3 階以上の階にある浴室及び当該浴室と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 (ウ) 浴室のある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。 ④ 洗面設備 ア 居室のある階ごとに設けること。 イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。 ⑤ 便所 ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 ⑥ 医務室 診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとすること。 ⑦ 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	イ 必要な備品を備えること。 ウ 3階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる食堂又は機能訓練室（以下「食堂等」という。）については、この限りでない。 （ア）次のいずれかの基準を満たすこと。 a 食堂等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1）以上設けること。 b 食堂等のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。 c 食堂等のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。 （イ）3階以上の階にある食堂等及び当該食堂等と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 （ウ）食堂等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。 ⑧ 廊下幅 ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。 イ 廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、アによらないことができること。 ⑨ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 （2）（1）①から⑨に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものであるか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 （3）入所定員は、29人以下であるか。 ＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ （1）ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ①から⑤に定めるところとなっているか。 ① ユニット ア 3階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられるユニットについては、この限りでない。 （ア）次のいずれかの基準を満たすこと。 a ユニットのある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1）以上設けること。	市条例第152条第2項 市条例第152条第3項 市条例第180条第1項 解釈通知第3の7の5(2)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	b ユニットのある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。 c ユニットのある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。 (イ) 3 階以上の階にあるユニット及び当該ユニットと地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 (ウ) ユニットのある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。 イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。 (ア) 居室 a 一の居室の定員は、1 人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2 人とするができること。 b 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、12 人以下とすること。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、15 人以下とすることができること。 c 一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。 d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 (イ) 共同生活室 a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 b 一の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 c 必要な設備及び備品を備えること。 (ウ) 洗面設備 a 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 b 要介護者が使用するのに適したものとすること。 (エ) 便所 a 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 ② 浴室 ア 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 イ 3 階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる浴室については、この限りでない。 (ア) 次のいずれかの基準を満たすこと。		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 4 運営に関する基準	a 浴室のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 (防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1) 以上設けること。 b 浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。 c 浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。 (イ) 3 階以上の階にある浴室及び当該浴室と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 (ウ) 浴室のある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。 ③ 医務室 診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 ④ 廊下幅 ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。 イ 廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、アによらないことができること。 ⑤ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 (2) (1) ②から⑤までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものとなっているか。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 (3) 入所定員は、29 人以下としているか。	市条例第 180 条第 2 項 市条例第 180 条第 3 項	C C
	1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	市条例第 177・189 条(第 9 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(28) (第 3 の 1 の 4(2) 準用)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)に規定する文書の交付に代えて、(4)に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、(1)に規定する文書を交付したものとみなす。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ② 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 (3) (2)の①②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。 (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ① (2)の①②に掲げる方法のうち指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式 (5) (4)に規定する承諾を得た指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を	市条例第177・189条(第9条第2項準用) 市条例第177・189条(第9条第3項準用) 市条例第177・189条(第9条第4項準用) 市条例第177・189条(第9条第5項準用)	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	電磁的方法によってしていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)に規定する承諾をした場合は、この限りでない。 2 提供拒否の禁止 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではないか。 3 サービス提供困難時の対応 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 4 受給資格等の確認 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要介護認定の有無並びに要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めているか。 5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、入所の際に、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	市条例第177・189条(第10条準用) 解釈通知第3の7の4(28) (第3の1の4(3)準用) 市条例第153条 市条例第177・189条(第12条第1項準用) 解釈通知第3の7の4(28) (第3の1の4(5)①準用) 市条例第177・189条(第12条第2項準用) 解釈通知第3の7の4(28)(第3の1の4(5)②準用) 市条例第177・189条(第13条第1項準用) 解釈通知第3の7の4(23) (第3の1の4(6)①準用) 市条例第177・189条(第13条第2項準用) 解釈通知第3の7の4(23) (第3の1の4(6)②準用)	C C C B C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	6 入退所 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。 (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しているか。 (5) (4) の規定による検討に当たっては、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。 (6) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 7 サービスの提供の記録 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	市条例第 154 条第 1 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(1)① 市条例第 154 条第 2 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(1)② 市条例第 154 条第 3 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(1)③ 市条例第 154 条第 4 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(1)④ 市条例第 154 条第 5 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(1)④ 市条例第 154 条第 6 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(1)⑤ 市条例第 154 条第 7 項 市条例第 155 条第 1 項 市条例第 155 条第 2 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(2)	C C B C C C B B 又は C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	8 利用料等の受領 ＜指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1)(2)の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。）（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。）を限度とする。） ② 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。）（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。））を限度とする。） ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選択する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	市条例第156条第1項 解釈通知第3の7の4(3)① (第3の1の4(13)①準用) 市条例第156条第2項 解釈通知第3の7の4(3)① (第3の1の4(13)②準用) 市条例第156条第3項 解釈通知第3の7の4(3)②	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選択する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 理容代又は美容代 ⑥ (3) ①から⑤に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの (4) (3) ①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるもの(居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号))としているか。 (5) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(3) ①から⑥に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。この場合において、(3) ①から④までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとしているか。 ＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1)(2)の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 ① 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) ② 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)	市条例第156条第4項 市条例第156条第5項 解釈通知第3の7の4(3)① 市条例第181条第1項 解釈通知第3の7の5(3) 市条例第181条第2項 解釈通知第3の7の5(3) 市条例第181条第3項 解釈通知第3の7の5(3)	C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選択する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選択する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 理容代又は美容代 ⑥ (3) ①から⑤に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの (4) (3) ①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 (5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、(3) ①から⑥に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。この場合において、(3) ①から④までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとしているか。 9 保険給付の請求のための証明書の交付 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 10 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針 ＜指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	市条例第 181 条第 4 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(3) 市条例第 181 条第 5 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(3) 市条例第 177・189 条(第 22 条 準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(28) (第 3 の 1 の 4(14) 準用) 市条例第 157 条第 1 項 市条例第 157 条第 2 項 市条例第 157 条第 3 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(4)①	C C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	市条例第 157 条第 4 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(4)②	C
	(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(4) の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	市条例第 157 条第 5 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(4)②	C
	(6) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	市条例第 157 条第 6 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(4)③、④、⑤	C
	(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	市条例第 157 条第 7 項	C
	＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞		
	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行っているか。	市条例第 182 条第 1 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(4)①	B 又は C
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。	市条例第 182 条第 2 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(4)②	B 又は C
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。	市条例第 182 条第 3 項	B 又は C
	(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。	市条例第 182 条第 4 項	B 又は C
	(5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	市条例第 182 条第 5 項	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(6) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (7) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (8) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 (9) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 11 地域密着型施設サービス計画の作成 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 (2) 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 (3) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 (4) 計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	市条例第182条第6項 解釈通知第3の7の5(4)③ 市条例第182条第7項 解釈通知第3の7の5(4)③ 市条例第182条第8項 解釈通知第3の7の5(4)④、⑤、⑥ 市条例第182条第9項 市条例第158条第1項 解釈通知第3の7の4(5)① 市条例第158条第2項 解釈通知第3の7の4(5)② 市条例第158条第3項 解釈通知第3の7の4(5)③ 市条例第158条第4項 解釈通知第3の7の4(5)④	C C C B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しているか。 (6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下（6）において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 (7) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 (8) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しているか。 (9) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行っているか。 (10) 計画担当介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行っているか。 ① 定期的に入所者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 (11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	市条例第158条第5項 解釈通知第3の7の4(5)⑤ 市条例第158条第6項 解釈通知第3の7の4(5)⑥ 市条例第158条第7項 解釈通知第3の7の4(5)⑦ 市条例第158条第8項 解釈通知第3の7の4(5)⑧ 市条例第158条第9項 解釈通知第3の7の4(5)⑨ 市条例第158条第10項 解釈通知第3の7の4(5)⑩ 市条例第158条第11項 解釈通知第3の7の4(5)⑪	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(12)(2)から(8)までの規定は、(9)に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用しているか。 12 介護 ＜指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っているか。 (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。 (5) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 (6) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、(1)から(5)に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っているか。 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 ＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。 (2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	市条例第158条第11項 解釈通知第3の7の4(5)⑪ 市条例第159条第1項 解釈通知第3の7の4(6)① 市条例第159条第2項 解釈通知第3の7の4(6)② 市条例第159条第3項 解釈通知第3の7の4(6)③ 市条例第159条第4項 解釈通知第3の7の4(6)④ 市条例第159条第5項 解釈通知第3の7の4(6)⑤ 市条例第159条第6項 解釈通知第3の7の4(6)⑥ 市条例第159条第7項 解釈通知第3の7の4(6)⑦ 市条例第159条第8項 市条例第183条第1項 解釈通知第3の7の5(5)① 市条例第183条第2項 解釈通知第3の7の5(5)②	B又はC C C C C C C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 (4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 (6) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 (7) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1) から (6) に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (8) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (9) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	市条例第183条第3項 解釈通知第3の7の5(5)③ 市条例第183条第4項 解釈通知第3の7の5(5)④(第3の7の4(6)③準用)) 市条例第183条第5項 解釈通知第3の7の5(5)④(第3の7の4(6)④準用)) 市条例第183条第6項 解釈通知第3の7の5(5)④(第3の7の4(6)⑤準用)) 市条例第183条第7項 解釈通知第3の7の5(5)④(第3の7の4(6)⑥準用)) 市条例第183条第8項 解釈通知第3の7の5(5)④(第3の7の4(6)⑦準用)) 市条例第183条第9項	C C C C C C C
	13 食事 ＜指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。	市条例第160条第1項 解釈通知第3の7の4(7) 市条例第160条第2項 解釈通知第3の7の4(7)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	<ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合> (1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。 (2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。 (3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。 (4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。 14 相談及び援助 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 15 社会生活上の便宜の提供等 <指定地域密着型介護老人福祉施設の場合> (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。	市条例第 184 条第 1 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(6)③(第 3 の 7 の 4(7)準用) 市条例第 184 条第 2 項 市条例第 184 条第 3 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(6)① 市条例第 184 条第 4 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(6)② 市条例第 161 条 解釈通知第 3 の 7 の 4(8) 市条例第 162 条第 1 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(9)① 市条例第 162 条第 2 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(9)② 市条例第 162 条第 3 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(9)③ 市条例第 162 条第 4 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(9)④	C C C C C B 又は C B 又は C B B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。 (2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 (3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 (4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。 16 機能訓練 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。 17 栄養管理 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。 18 口腔衛生の管理 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。 19 健康管理 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。	市条例第 185 条第 1 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(7)① 市条例第 185 条第 2 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(7)③(第 3 の 7 の 4(9)②準用) 市条例第 185 条第 3 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(7)②③ (第 3 の 7 の 4(9)③準用) 市条例第 185 条第 4 項 解釈通知第 3 の 7 の 5(7)③(第 3 の 7 の 4(9)④準用) 市条例第 163 条 解釈通知第 3 の 7 の 4(10) 市条例第 163 条の 2 解釈通知第 3 の 7 の 4(11) 市条例第 163 条の 3 解釈通知第 3 の 7 の 4(12) 市条例第 164 条 解釈通知第 3 の 7 の 4(13)	B 又は C B 又は C B B C C C B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	20 入所者の入院期間中の取扱い 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしているか。 21 利用者に関する市への通知 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 22 緊急時等の対応 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、市条例第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1)の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行っているか。 23 管理者による管理 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。	市条例第165条 解釈通知第3の7の4(14) 市条例第177・189条(第28条準用) 解釈通知第3の7の4(28)(第3の1の4(18)準用) 市条例第165条の2第1項 解釈通知第3の7の4(15) 市条例第165条の2第2項 解釈通知第3の7の4(15) 市条例第166条 解釈通知第3の7の4(16)	B又はC B又はC B又はC B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	24 管理者の責務 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者に市条例第 8 章第 4 節に規定する運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 25 計画担当介護支援専門員の責務 計画担当介護支援専門員は、市条例第 158 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 ③ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 ④ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 ⑤ 市条例第 157 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ⑥ 市条例第 177 条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 ⑦ 市条例第 175 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 26 運営規程 ＜指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容	市条例第 177・189 条(第 59 条の 11 準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(28) (第 3 の 2 の 2 の 3(4) 準用) 市条例第 167 条 解釈通知第 3 の 7 の 4(17) 市条例第 168 条 解釈通知第 3 の 7 の 4(18)	B 又は C B 又は C B 又は C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	③ 入所定員 ④ 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ ①から⑧に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項 ＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑤ 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ ①から⑨に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項 27 勤務体制の確保等 ＜指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しているか。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有す	市条例第186条 解釈通知第3の7の5(8) 市条例第169条第1項 解釈通知第3の7の4(19)① 市条例第169条第2項 解釈通知第3の7の4(19)② 市条例第169条第3項 解釈通知第3の7の4(19)③、④	C B又はC C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	る者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ (1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) (1) の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行っているか。 ① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 (3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しているか。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際、当該ユニット型当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 (6) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	市条例第169条第4項 解釈通知第3の7の4(19)⑤ (第3の1の4(22)⑥準用) 市条例第187条第1項 市条例第187条第2項 解釈通知第3の7の5(9)①② ③ 市条例第187条第3項 解釈通知第3の7の5(9)④(第3の7の4(17)②準用) 市条例第187条第4項 解釈通知第3の7の5(9)④(第3の7の4(17)③、④準用) 市条例第187条第5項 市条例第187条第6項 解釈通知第3の7の5(9)④(第3の1の4(22)⑥準用)	C B又はC C C C B C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	28 業務継続計画の策定等 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 29 定員の遵守 ＜指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ＜ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合＞ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 0 非常災害対策 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	市条例第 177・189 条(第 32 条の 2 第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(20) 市条例第 177・189 条(第 32 条の 2 第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(20) 市条例第 177・189 条(第 32 条の 2 第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(20) 市条例第 170 条 市条例第 188 条 市条例第 177・189 条(第 59 条の 15 第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(28) (第 3 の 2 の 2 の 3(8)①準用) 市条例第 177・189 条(第 59 条の 15 第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(28) (第 3 の 2 の 2 の 3(8)②準用)	C C B 又は C C C C B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(3) 市の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市長に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。 31 衛生管理等 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 ④ (2) ①から③に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 32 協力医療機関等 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（(1) ③の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めているか。この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たすこととしても差し支えない。 ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	水防法第15条の3第1項、第2項及び第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項及び第5項 市条例第171条第1項 解釈通知第3の7の4(21)① 市条例第171条第2項 解釈通知第3の7の4(21)② 市条例第172条第1項 解釈通知第3の7の4(22)①	C B又はC C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出ているか。	市条例第172条第2項 解釈通知第3の7の4(22)②	C
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。	市条例第172条第3項 解釈通知第3の7の4(22)③	B
	(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	市条例第172条第4項 解釈通知第3の7の4(22)④	C
	(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めているか。	市条例第172条第5項 解釈通知第3の7の4(22)⑤	B
	(6) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	市条例第172条第6項	B
	33 掲示		
	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	市条例第177・189条(第34条第1項準用) 解釈通知第3の7の4(28)(第3の1の7(25)準用)	C
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、(1)に規定する重要事項を記載した書面を当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	市条例第177・189条(第34条第2項準用) 解釈通知第3の7の4(28)(第3の2の2の3(4)準用)	C
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、原則として、(1)に規定する重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	市条例第177・189条(第34条第3項準用)	C
	34 秘密保持等		
	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	市条例第173条第1項 解釈通知第3の7の4(23)①	C
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	市条例第173条第2項 解釈通知第3の7の4(23)②	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。 35 広告 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 36 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 37 苦情処理 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しているか。	市条例第173条第3項 解釈通知第3の7の4(23)③ 市条例第177・189条(第36条 準用) 市条例第174条第1項 解釈通知第3の7の4(24)① 市条例第174条第2項 解釈通知第3の7の4(24)② 市条例第177・189条(第38条 第1項準用) 解釈通知第3の7の4(28)(第 3の1の4(28)①準用) 市条例第177・189条(第38条 第2項準用) 解釈通知第3の7の4(28)(第 3の1の4(28)②準用) 市条例第177・189条(第38条 第3項準用) 解釈通知第3の7の4(28)(第 3の1の4(28)③準用) 市条例第177・189条(第38条 第4項準用)	C B又はC C C B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から（5）の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、（5）の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	市条例第177・189条(第38条第5項準用) 市条例第177・189条(第38条第6項準用)	B又はC B又はC
	38 地域との連携 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、（1）の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。	市条例第177・189条(第59条の17第1項準用) 解釈通知第3の7の4(28)（第3の2の2の3(10)①準用) 市条例第177・189条(第59条の17第2項準用) 解釈通知第3の7の4(28)（第3の2の2の3(10)②準用) 市条例第177・189条(第59条の17第3項準用) 解釈通知第3の7の4(28)（第3の2の2の3(10)③準用) 市条例第177・189条(第59条の17第4項準用) 解釈通知第3の7の4(28)（第3の2の2の3(10)④準用)	C B又はC B又はC B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	39 事故発生の防止及び発生時の対応 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 事故が発生した場合の対応、②に掲げる報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合又は事故発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 40 虐待の防止 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	市条例第 175 条第 1 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(25)①～⑤ 市条例第 175 条第 2 項 市条例第 175 条第 3 項 市条例第 175 条第 4 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(25)⑥ 市条例第 177・189 条(第 40 条の 2 準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(26)	B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 5 届出等	41 会計の区分 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	市条例第 177・189 条(第 41 条 準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(28) (第 3 の 1 の 4 (28) 準用)	B 又は C
	42 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。	市条例第 177・189 条(第 106 条 の 2 準用) 解釈通知第 3 の 7 の 4(28) (第 3 の 4 の 4 (20) 準用)	C
	43 記録の整備 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市条例第 176 条第 1 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(27)	B 又は C
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。 ① 地域密着型施設サービス計画 ② 市条例第 155 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 市条例第 157 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市条例第 177 条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録 ⑤ 市条例第 177 条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 市条例第 175 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 市条例第 177 条において準用する第 59 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	市条例第 176 条第 2 項 解釈通知第 3 の 7 の 4(27) (第 3 の 2 の 2 の 3 (13) 準用)	B 又は C
	1 変更の届出等 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第 78 条の 5 第 1 項 法施行規則第 131 条の 13 第 1 項第 8 号	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第6 介護給付費 の算定及び取 扱い	1 基本的事項 (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要する費用の額は、報酬告示の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	法第42条の2第2項第3号 報酬告示の一	C
	2 所定単位数を算定するための施設基準について 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の所定単位数を算定するに当たり、介護職員及び看護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、介護支援専門員について、人員基準欠如の状態になっていないか。	報酬告示の二	C
	3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に、以下に掲げる区分に従い、所定単位数を算定しているか。 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 ① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 ① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） ② 経過のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） ハ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） ① 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ② 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ニ 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） ① 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ② 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ※ 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。	報酬告示の三	C
		留意事項第2の8(1) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準第」三十)	C
		報酬告示別表の7の注1及び注2 留意事項第2の8(2)	C
		報酬告示別表の7の注1及び注2	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	※ 定員超過利用又は人員欠如の場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。 4 ユニットにおける職員に係る減算 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定する場合について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 5 身体拘束廃止未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（「指定地域密着型サービス基準」という。）第137条第5項及び第6項又は第162条第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。 （身体拘束等を行う場合の記録を行っている、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催している、身体的拘束等の適正化のための指針を整備している、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施している。） 6 安全管理体制未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービス基準第155条第1項に規定する基準に適合していること。 （事故発生の防止のための指針を整備している、事故の事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底を行っている、事故発生の防止のための委員会を設置している、事故発生の防止のための授業者に対する研修を行っている、安全対策の担当者を設置している。）	報酬告示別表の7の注1及び注2 留意事項第2の8(3) 報酬告示別表の7の注3 留意事項第2の8(4) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」四十 報酬告示別表の7の注4 留意事項第2の8(5) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十三 報酬告示別表の7の注5 留意事項第2の8(8) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十三の二	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	7 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（「指定地域密着型サービス基準」という。）第157条又は第169条において準用する第3条の38の2規定する基準に適合していること。 （高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催している。高齢者虐待防止のための指針を整備している。高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施している。高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いている。） 8 業務継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（「指定地域密着型サービス基準」という。）第157条又は第169条において準用する第3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。 9 栄養管理に係る減算 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービス基準第131条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び第143条の2（第169条において準用する場合を含む。）に規定する基準のいずれにも適合していること。 （各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っている。） 10 日常生活継続支援加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。また、当該加算を算定する場合にあっては、サービス提供体制強化加算を算定していないか。	報酬告示別表の7の注6 留意事項第2の8(6) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十三の二の二 報酬告示別表の7の注7 留意事項第2の8(7) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十三の二の三 報酬告示別表の7の注8 留意事項第2の8(9) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十三の三 報酬告示別表の7の注9 留意事項第2の8(10)	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 日常生活継続支援加算（Ⅰ） ① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 ② 次のいずれかに該当すること。 a 算定日の属する月の前6月間又は12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。 b 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。 c 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。 ③ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。 ④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 日常生活継続支援加算（Ⅱ） ① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 ② イ②から④までに該当するものであること。 11 看護体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 看護体制加算（Ⅰ）イ ① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 ② 常勤の看護師を1名以上配置していること。 ③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 看護体制加算（Ⅰ）ロ ① 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 ② イ②及び③に該当するものであること。 ハ 看護体制加算（Ⅱ）イ ① イ①に該当するものであること。	厚生労働大臣が定める施設基準四十一（平成27年厚生労働省告示第96号） 報酬告示別表の7の注10 留意事項第2の8(11) 厚生労働大臣が定める施設基準四十二（平成27年厚生労働省告示第96号）	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	② 看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること。 ③ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ④ イ③に該当するものであること。 ニ 看護体制加算（Ⅱ）ロ ① ロ①に該当するものであること。 ② ハ②から④までに該当するものであること。 12 夜勤職員配置加算 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。また、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算を算定していないか。 【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、次の区分に応じて算定する。ただし、次の（1）又は（2）に掲げる場合は、当該（1）又は（2）に定める数以上である場合に算定する。 （1）次の要件を満たす場合 最低基準の数に10分の9を加えた数 ① 入所者の10分の1以上の数の見守り機器を設置していること。 ② 見守り機器を安全にかつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。 （2）次の要件を満たす場合 最低基準の数に10分の6を加えた数（夜勤職員基準第一号ロの（1）（イ）fの規定に該当する場合は最低基準の数に10分の8を加えた数） ① 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者の数以上設置していること。 ② 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 ③ 次に掲げる事項の実施を実施し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及びそれらの実施を定期的に確認すること。 （i）夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に適する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 （ii）夜勤を行う職員の負担軽減及び勤務状況への配慮 （iii）見守り機器等の定期的な点検 （iv）見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	報酬告示別表の7の注11 留意事項第2の8(12) 平成12年厚生労働省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」四ハ	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	イ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 ロ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 ハ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 ニ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 ホ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ ① イに該当していること。 ② 夜勤時間帯を通じ看護職員又は(a)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、(b)特定登録証の交付を受けた特定登録者、(c)新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、(d)認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、(a)～(c)の場合は喀痰吸引等業務の登録を、(d)の場合は特定行為業務の登録を受けていること。 ヘ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ ロ及びホ②に該当していること。 ト 夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ ハ及びホ②に該当していること。 チ 夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ ニ及びホ②に該当していること。介護老人福祉施設 13 準ユニットケア加算 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している施設において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行った場合に、1日につき5単位を所定単位数に加算しているか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 12人を標準とする準ユニットにおいてケアを行っていること。 ロ プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備し、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。 ハ 以下の人員配置を満たしていること。 ① 日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜において、2準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	報酬告示別表の7の注12 留意事項第2の8(13) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」四十三	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	14 生活機能向上連携加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体状況との評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については3月に1回を限度として1月につき、②については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、①は算定せず、②は1月につき100単位を所定単位数に加算する。 ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位 ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ③ ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ③ ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	報酬告示別表の7の注13 留意事項第2の8(15) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十二の四	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	15 個別機能訓練加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、①については1日につき、②及び③については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 個別機能訓練加算（Ⅰ） 12 単位 ② 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 単位 ③ 個別機能訓練加算（Ⅲ） 20 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 個別機能訓練加算（Ⅰ） 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「理学療法士等」）を1名以上配置しているものであること。 ロ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定していること。 ② 入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。 ③ 必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たって、②の情報その他機能訓練の実施に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ハ 個別機能訓練加算（Ⅲ） 次のいずれにも適合すること。 ① 個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していること。 ② 口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ③ 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 ④ ③で共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別期の訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。 16 ADL維持等加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の	報酬告示別表の7の注14 留意事項第2の8(16) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十三の三の二 報酬告示別表の7の注15 留意事項第2の8(17)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 ② ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ ADL維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれの基準にも適合すること。 ① 評価対象者(当該施設の利用期間(以下「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。)の総数が10人以上であること。 ② 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ③ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が1以上であること。 ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 ① イの①及び②の基準に適合するものであること。 ② 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。 【厚生労働大臣が定める期間】 ADL維持等加算の算定を開始する月の年の同月から起算して12月までの期間。 17 若年性認知症入所者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	平成27年厚労告第95号「厚生労働大臣が定める基準」十六の二 平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める利用者等」五十六の二 報酬告示別表の7の注16 留意事項第2の8(14) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十四	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	18 常勤専従の医師の配置に対する加算 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を 1 名以上配置しているものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、1 日につき 25 単位を所定単位数に加算しているか。 19 精神科を担当する医師に係る加算 認知症である入所者が全入所者の 3 分の 1 以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行われており、かつ、市長に届出を行った場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数に加算しているか。 20 障害者生活支援体制加算 入所者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障がいのある者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「視覚障がい者等」という。）である入所者の占める割合が 100 分の 30 以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障がい者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障がい者生活支援員」という。）であって専ら障がい者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを 1 名以上配置しているものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算（Ⅰ）として、1 日につき 26 単位を、入所者のうち、視覚障がい者等である入所者の占める割合が 100 分の 50 以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、障がい者生活支援員であって専ら障がい者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員である者を 2 名以上配置しているものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算（Ⅱ）として、1 日につき 41 単位を所定単位数に加算しているか。ただし、障害者生活支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、障害者生活支援体制加算（Ⅱ）は算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者 【厚生労働大臣が定める者】 ① 視覚障がい 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 ② 聴覚障がい又は言語機能障がい 手話通訳等を行うことができる者 ③ 知的障がい 知的障害者福祉法第 14 条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者 ④ 精神障がい 精神保健福祉士又は精神保健福祉法施行令第 12 条各号に掲げる者	報酬告示別表の 7 の注 17 報酬告示別表の 7 の注 18 留意事項第 2 の 8(18) 報酬告示別表の 7 の注 19 留意事項第 2 の 8(19) 平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める利用者等」四十四 平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める利用者等」四十五	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	21 入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定について 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定できない。 22 外泊時在宅サービス利用の費用について 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定しているか。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、「21 入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定について」に掲げる単位を算定する場合は算定しない。 23 従来型個室に入所していた者の取扱いについて 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、当分の間、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）を算定しているか。 【厚生労働大臣が定める者】 利用期間中において、特別な室料を支払っていない者 24 特別な要件に該当する者に対する費用の算定について 次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）を算定しているか。 イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者 【厚生労働大臣が定める基準】 居室の面積が10.65㎡/人以下	報酬告示別表の7の注20 留意事項第2の8(20) 報酬告示別表の7の注21 留意事項第2の8(21) 報酬告示別表の7の注22 留意事項第2の8(27) 平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める利用者等」四十六 報酬告示別表の7の注23 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」四十四	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	25 初期加算 30 単位 入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算しているか。30 日を超える病院又は診療所への入院の後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。 26 退所時栄養情報連携加算 70 単位 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、指定地域密着型介護老人福祉施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又はその他の介護保険施設（以下この項目において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、第 6 の 3（1）イからニまでの 9 栄養管理に関する減算又は 30 栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める特別食】 第 12 号に規定する特別食（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）） 27 再入所時栄養連携加算 200 単位 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したとき場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、ただし、第 6 の 3（1）イからニまでの 9 栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 【厚生労働大臣が定める特別食】 第 12 号に規定する特別食（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓	報酬告示別表の 7 のホ注 留意事項第 2 の 8(22) 報酬告示別表の 7 のへ注 留意事項第 2 の 8(23) 平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める利用者等」四十六の二 報酬告示別表の 7 のト注 留意事項第 2 の 8(24) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」六十五の二	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）」 28 退所時等相談援助加算 (1) 退所前訪問相談援助加算 460 単位 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として算定しているか。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定しているか。 (2) 退所後訪問相談援助加算 460 単位 入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定しているか。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定しているか。 (3) 退所時相談援助加算 400 単位 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ）及び老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定しているか。 (4) 退所前連携加算 500 単位 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指	平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める利用者等」四十六の二 報酬告示別表の7のチ注1 留意事項第2の8(25)① 報酬告示別表の7のチ注2 留意事項第2の8(25)① 報酬告示別表の7のチ注3 留意事項第2の8(25)② 報酬告示別表の7のチ注4 留意事項第2の8(25)③	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。 (5) 退所時情報提供加算 250 単位 入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定しているか。 29 協力医療機関連携加算 指定地域密着型介護老人福祉施設において、協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第152条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合 50 単位 ② ①以外の場合 5 単位 30 栄養マネジメント強化加算 11 単位 別に厚生労働大臣が定める基準にも適合するものとして市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第6の3(1)イからニまでの9栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。 イ 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。 ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していること。 ロ 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ハ ロに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を観察し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。	報酬告示別表の7のチ注5 留意事項第2の8(25)④ 報酬告示別表の7のリ注 留意事項第2の8(26) 報酬告示別表の7のヌ注 留意事項第2の8(28) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十五の三	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	ニ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 31 経口移行加算 28 単位 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第 6 の 3 (1) イからニまでの 9 栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。 (2) 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる者に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。 【厚生労働大臣が定める基準】 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 32 経口維持加算 (1) 経口維持加算 (I) 400 単位 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。ただし、第 6 の 3 (1) イからニまでの 9 栄養管理に係る減算又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。	報酬告示別表の 7 のル注 1 留意事項第 2 の 8(29) 報酬告示別表の 7 のル注 2 留意事項第 2 の 8(29) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」六十六 報酬告示別表の 7 のヲ注 1 留意事項第 2 の 8(30)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) 100単位 協力歯科医療機関を定めている指定地域密着型介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定地域密着型サービス基準第131条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。 ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。 ニ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。 ホ 上記ロからニまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。 33 口腔衛生管理加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ①口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位 ②口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。 ② 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。 ③ 歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ④ 歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。 ⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 ① イ①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	報酬告示別表の7のヲ注2 留意事項第2の8(30) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十七 報酬告示別表の7のヲ注 留意事項第2の8(31) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十九	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	② 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 34 療養食加算 6 単位 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、市長に届出を行い、かつ、当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき 3 回を限度として、所定単位数を加算しているか。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。 【厚生労働大臣が定める療養食】 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 【厚生労働大臣が定める基準】 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 35 特別通院送迎加算 594 単位 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1 月に 12 回以上、通院のため送迎を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。 36 配置医師緊急時対応加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の配置医師が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外（配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該指定（地域密着型）介護老人福祉施設において勤務する時間以外の時間を言い、早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。以下同じ。）、夜間（午後 6 時から午後 10 時までの時間をいう。以下同じ。）又は深夜（午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。以下同じ。）を除く。）、早朝、夜間又は深夜に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した	報酬告示別表の 7 のカ注 留意事項第 2 の 8(34) 平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」四十七 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」三十五 報酬告示別表の 7 のヨ注 留意事項第 2 の 8(32) 報酬告示別表の 7 のタ注 留意事項第 2 の 8(33)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	場合は、診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合は1回につき325単位、早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算しているか。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定していないか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間で、具体的な取決めがなされていること。 ロ 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。 37 看取り介護加算 (1) 看取り介護加算(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合に、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。 (2) 看取り介護加算(Ⅱ) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合に、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算しているか。ただし、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 看取り介護加算(Ⅰ) ① 常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」四十四の二 報酬告示別表の7のレ注1 留意事項第2の8(35) 報酬告示別表の7のレ注2 留意事項第2の8(35) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」四十五	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	③ 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ④ 看取りに関する職員研修を行っていること。 ⑤ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。 ロ 看取り介護加算（Ⅱ） ① 配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当するものであること。 ② イの①から⑤までのいずれにも該当するものであること。 【厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者】 次のいずれにも適合している入所者 イ 医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ハ 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 38 在宅復帰支援機能加算 10 単位 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。 ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下「退所者」という。）の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者（当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が100分の20を超えていること。 ロ 退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。	平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める利用者等」四十八 報酬告示別表の7のソ注留意事項第2の8(36) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	39 在宅・入所相互利用加算 40 単位 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行い、かつ、市長に届出を行った場合においては、1 日につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める者】 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が3月を超えるときは、3月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者 【厚生労働大臣が定める基準】 在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に 行い、双方合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標 及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。 40 小規模拠点集成型施設加算 50 単位 同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行い、 かつ、市長に届出を行った施設において、5 人以下の居住単位に入所している入所者については、 1 日につき所定単位数を加算しているか。 41 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着 型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。また、次に掲 げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、42 認 知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定していないか。 ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位 ② 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動 が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める 割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、施設における対象者の数が20人 未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、	報酬告示別表の7のツ注 留意事項第2の8(37) 平成27年厚生労働省告示第94 号「厚生労働大臣が定める利用 者等」四十九 平成27年厚生労働省告示第95 号「厚生労働大臣が定める基 準」七十一 報酬告示別表の7のネ注 留意事項第2の8(38) 報酬告示別表の7のナ注 留意事項第2の8(39) 平成27年厚生労働省告示第95 号「厚生労働大臣が定める基 準」三の五	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③ 当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① イの基準のいずれにも適合すること。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該施設に置ける介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 【厚生労働大臣が定める者】 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者。 42 認知症チームケア推進加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することを言う。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、41 認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 ① 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150 単位 ② 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了している者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。	平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める利用者等」五十 報酬告示別表の 7 のラ注 留意事項第 2 の 8(40) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の五の二	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	③ 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 ロ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① イの①、③及び④適合すること。 ② 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 【厚生労働大臣が定める者】 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者。 43 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 44 褥瘡マネジメント加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 3 単位 ② 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 13 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。	平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める利用者等」五十の二 報酬告示別表の7のム注 留意事項第2の8(41) 報酬告示別表の7のウ注 留意事項第2の8(42) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十一の二	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	② ①の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ③ ①の確認の結果、褥瘡が認められ、又は①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ④ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。 ⑤ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。 ロ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① イ①から⑤までのいずれにも適合すること。 ② 次のいずれかに適合すること a イ①の確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと。 b イ①の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。 45 排せつ支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 排せつ支援加算（Ⅰ） 10単位 ② 排せつ支援加算（Ⅱ） 15単位 ③ 排せつ支援加算（Ⅲ） 20単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 排せつ支援加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ② ①の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。	報酬告示別表の7の半注 留意事項第2の8(43) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十一の三	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ロ 排せつ支援加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① イ①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 a イ①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。 b イ①の評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。 c イ①の評価の結果、施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。 ハ 排せつ支援加算(Ⅲ) イ①から③まで並びにロ②a及びbに掲げる基準のいずれにも適合すること。 46 自立支援促進加算 280 単位 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。 イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも3月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ロ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。	報酬告示別表の7のノ注 留意事項第2の8(44) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十一の四	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	47 科学的介護推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 40 単位 ② 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 50 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ② 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ロ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① イ①に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 ② 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ①に規定する情報、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 48 安全対策体制加算 20 単位 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 指定地域密着型サービス基準第155条第1項に規定する基準に適合していること。 ロ 指定地域密着型サービス基準第155条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。 ハ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	報酬告示別表の7の才注 留意事項第2の8(45) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十一の五 報酬告示別表の7のク注 留意事項第2の8(45) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準第」四十五の二	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	49 高齢者施設等感染対策向上加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10 単位 ② 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ② 指定地域密着型サービス基準第152条第1項本文（同基準第169条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下「協力医療機関等」と）の間で、感染症（新興感染症を除く。以下同。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③ 感染症対策向上加算又は外来感染対策向上加算にかかる届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 ロ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 50 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240 単位 指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定しているか。 51 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100 単位	報酬告示別表の7のヤ注 留意事項第2の8(47) (48) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十一の六 報酬告示別表の7のマ注 留意事項第2の8(49) 報酬告示別表の7のケ注 留意事項第2の8(50)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	② 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 a 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 b 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 c 介護機器の定期的な点検 d 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ② ①の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 ③ 介護機器を複数種類活用していること。 ④ ①の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 ⑤ 事業年度ごとに①、③及び④の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ロ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① イ①に適合していること。 ② 介護機器を活用していること。 ③ 事業年度ごとに②及びイ①の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 52 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。 ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位 ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位 ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十一の七（三十七の三準用） 報酬告示別表の7のフ注 留意事項第2の8(51) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十三	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	①次のいずれかに適合すること。 a 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 b 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 ② 提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。 ③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次のいずれにも適合すること。 ① 次のいずれかに適合すること。 a 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 b 指定地域密着型介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 c 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 53 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 第6の3から52までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数 ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 第6の3から52までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 第6の3から52までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 第6の3から52までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	報酬告示別表の7の注 留意事項第2の8(52) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十三	C